

船橋市商店街消費活性化支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、商店街等の消費活性化を推進することを目的とする、次条に規定する団体が行う消費活性化事業に要する経費について、船橋市商店街消費活性化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助金交付の対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることができる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合
- (2) 前号に準ずる任意の商店会
- (3) 前2号に掲げる団体のいずれかに該当する団体を構成員とする連合体
- (4) その他市長が該当と認めるもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) キャッシュレス決済ポイント還元事業
- (2) クーポン券発行事業
- (3) プレミアム付き商品券発行事業
- (4) その他市長が該当と認めるもの

2 補助対象事業は、交付決定日から令和6年1月31日までの間に完了する事業であるものとし、1団体あたり1回、1店舗あたり1回限りとする。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる事業者は、第2条に規定する団体の構成員とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは助成金の交付対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
- (2) 宗教上の組織又は団体若しくは政治団体
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有す者
- (4) 介護施設
- (5) 病院・医院
- (6) 歯科医院
- (7) 調剤薬局
- (8) 宅配便事業所
- (9) 宿泊施設にあるVOD

(10) 大規模小売店舗立地法に基づき届出をしている事業所（以下「大型店」という。）（大型店自体が商店会に加入している場合、その直営店は除くものとし、大型店内のテナントが商店会に加入している場合、そのテナントは除く。）

(11) その他市長が適当でないと認める者

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。ただし、国又は地方公共団体等により補助金等を受ける場合は、補助対象経費の額から当該補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。

（補助率及び補助限度額）

第6条 補助率は10分の10とし、補助限度額は、第8条第3号に記載する店舗1店舗につき10万円とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の総額に補助率を乗じた額とする。

2 前項の規定に関わらず、補助対象事業に係る収入がある場合は、補助対象経費の総額から当該収入の額を控除とする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、船橋市商店街消費活性化支援事業補助金申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支計画書

(3) 参加店舗一覧

(4) 補助対象経費の積算根拠となる資料

(5) その他市長が必要と認めるもの

（交付の条件）

第9条 市長は、補助金の交付決定をする場合には、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助に要する経費の配分の変更（市長の認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) 補助事業が完了した後、利用者や売上状況等の情報及び事業アンケート等を市長が求めた場合は、その指示を受けること。

(5) その他市長が必要と認める条件

(交付決定通知)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに船橋市商店街消費活性化支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

(補助対象事業の着手)

第11条 申請者は、補助金の交付の決定前に補助対象事業を実施してはならない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付の決定前に事業に着手する必要がある場合に、船橋市商店街消費活性化支援事業補助金事前着手届（第3号様式）を市長に提出したときは、この限りではない。

(計画変更等の承認申請)

第12条 第10条の規定により交付決定の通知を受けた団体（以下「補助団体」という。）が、第9条第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、船橋市商店街消費活性化支援事業変更等承認申請書（第4号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、船橋市商店街消費活性化支援事業変更等承認書（第5号様式）により補助団体に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助団体は、補助事業が完了したときは、速やかに船橋市商店街消費活性化支援事業補助金実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 補助対象事業に係る補助対象経費がわかる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定等)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告の内容を審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市商店街消費活性化支援事業補助金交付額確定通知書（第7号様式）により申請者に通知する。

(交付の請求)

第15条 前条の規定により補助金の額を確定する旨の通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、船橋市商店街消費活性化支援事業補助金交付請求書（第8号様式）により市長に請求しなければならない。

(概算払)

第16条 市長は、特に必要があると認めたときは、補助金を概算払により交付することができる。この場合において、概算払により交付できる額は、第10条に規定する通知書に記載された補助金の3割とし、当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、船橋市商店街消費活性化支援事業補助金概算払請求書（第9号様式）により市長に請求しなければならない。

（概算払の精算）

第17条 前条の規定により概算払による補助金の交付を受けた補助事業者が、第14条の規定による通知を受けたときは、船橋市商店街消費活性化支援事業補助金概算払精算書（第10号様式）により精算手続を取るとともに、不足が生じた場合にあっては不足額を請求し、残額が生じた場合にあってはこれを返納しなければならない。

（交付決定の取消し）

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付する旨の決定を取り消し、その旨を船橋市商店街消費活性化支援事業補助金交付決定取消通知書（第11号様式）により通知し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を船橋市商店街消費活性化支援事業補助金返還命令書（第12号様式）により命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

（関係帳簿の整備）

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した後10年間保管しなければならない。

（関係帳簿等の調査）

第20条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は関係帳簿、書類等を調査することができる。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても、適用があるものとする。

（その他）

条21条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月11日から施行する。

別表（補助対象経費）

※補助対象経費は消費税及び地方消費税相当額を減額した額とする。

※キャッシュレス導入費用及び決済手数料は補助対象外とする。

事業区分	補助対象経費
キャッシュレス決済ポイント還元事業	<ul style="list-style-type: none">・ 還元クーポン（ポイント）分原資・ クーポン（ポイント）手数料・ 事業広告費・ その他事業を行うにあたり発生した費用
クーポン券発行事業	<ul style="list-style-type: none">・ クーポン分原資・ クーポン券の印刷費・ 事業広告費・ その他事業を行うにあたり発生した費用
プレミアム付き商品券発行事業	<ul style="list-style-type: none">・ プレミアム分原資・ 商品券の印刷費・ 事業広告費・ その他事業を行うにあたり発生した費用
その他市長が該当と認めるもの	<ul style="list-style-type: none">・ 事業を行うにあたり発生した費用

第 1 号様式

船橋市商店街消費活性化支援事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

下記のとおり船橋市商店街消費活性化事業を実施したいので、船橋市商店街消費活性化支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により補助金の交付を申請します。

記

- 1 事業に要する経費及び補助金交付申請額
 - (1) 補助事業に要する経費 円
 - (2) 補助金交付申請額 円

- 2 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分
別紙「事業計画書」「収支計画書」及び「参加店舗一覧」のとおり

- 3 補助事業完了予定期日 年 月 日

第2号様式

船橋市商店街消費活性化支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けで申請のあった船橋市商店街消費活性化支援事業補助金について、下記のとおり決定したので船橋市商店街消費活性化支援事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 円

(交付の条件)

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助に要する経費の配分の変更（市長の認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業完了後、利用者や売上状況等の情報及び事業アンケート等を市長が求めた場合は、その指示を受けること。
- (5) その他市長が必要と認める条件

第3号様式

船橋市商店街消費活性化支援事業補助金事前着手届

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

商店街消費活性化支援事業について、下記条件を了承のうえ、補助金交付決定前に着手したいので、船橋市商店街消費活性化支援事業補助金交付要綱第11条の規定により届け出ます。

着手（予定）年月日	年 月 日
交付決定前着手をする内容	
交付決定前着手を必要とする理由	

（事前着手における条件）

- (1) 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失等が生じた場合、これらの損失は、補助事業の実施主体が負担すること。
- (2) 補助要件を欠く等の理由により、補助金の交付の決定が受けられない場合の損失等について、補助事業の事業実施主体が負担すること。

第4号様式

船橋市商店街消費活性化支援事業変更等承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

団体名

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け 号で交付決定のあった船橋市商店街消費活性化支援事業補助金に係る補助事業について、下記のとおり変更・中止・廃止)したいので、船橋市商店街消費活性化支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更・中止・廃止 の理由

2 変更・中止・廃止 の内容 (変更の内容がわかるように具体的に記載すること。)

3 中止の期間 (廃止の時期)

第5号様式

船橋市商店街消費活性化支援事業変更等承認書

年 月 日 号

様

船橋市長

年 月 日付けで提出のあった船橋市商店街消費活性化支援事業変更等承認申請について、下記のとおり決定したので船橋市商店街消費活性化支援事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

1 承認する

補助に要する経費の配分の変更がある場合
変更後交付決定額

円

2 承認しない
理由

第6号様式

船橋市商店街消費活性化支援事業補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 号で交付決定のあった船橋市商店街消費活性化支援事業を完了したので、船橋市商店街消費活性化支援事業補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業に要した経費及び補助金交付決定額
 - (1) 補助事業に要した経費 円
 - (2) 補助金交付決定額 円

- 2 補助事業に要した経費の配分
別紙「収支決算書」のとおり

- 3 補助事業実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

- 4 参加店舗数 店舗

第7号様式

船橋市商店街消費活性化支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 号
日

様

船橋市長

年 月 日付けで実績報告のあった船橋市商店街消費活性化支援事業について、下記のとおり補助金の額を確定したので船橋市商店街消費活性化支援事業補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額

円

第8号様式

船橋市商店街消費活性化支援事業補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

団体名

代表者氏名

印

電話番号

年 月 日付け 号 で額の確定のあった船橋市商店街消費活性化支援事業補助金について、船橋市商店街消費活性化支援事業補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額

円

振込先口座

金融機関名		金融機関コード（4ケタ）	
支店名		支店コード（3ケタ）	
預金種目	<input type="checkbox"/> 1 普通 <input type="checkbox"/> 2 当座 <input type="checkbox"/> 3 その他		
口座番号（7ケタ）			
口座名義人			
口座名義人（カナ）			

※口座名義は、申請者と同一の名義としてください。

※上記記載内容が確認できるもの（預金通帳の写し等）を添付してください。

第9号様式

船橋市商店街消費活性化支援事業補助金概算払請求書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

団体名

代表者氏名

印

電話番号

年 月 日付け 号で決定のあった船橋市商店街消費活性化支援事業補助金について、船橋市商店街消費活性化支援事業補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり概算払請求します。

記

補助金交付決定額 円

補助金概算払請求額 円

振込先口座

金融機関名		金融機関コード(4ケタ)	
支店名		支店コード(3ケタ)	
預金種目	<input type="checkbox"/> 1 普通 <input type="checkbox"/> 2 当座 <input type="checkbox"/> 3 その他		
口座番号(7ケタ)			
口座名義人			
口座名義人(カナ)			

※口座名義は、申請者と同一の名義としてください。

※上記記載内容が確認できるもの(預金通帳の写し等)を添付してください。

第10号様式

船橋市商店街消費活性化支援事業補助金概算払精算書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

概算払を受けた船橋市商店街消費活性化支援事業補助金について、船橋市商店街消費活性化支援事業補助金交付要綱第17条の規定により、下記のとおり精算します。

記

戻入(返納)額	金	円
---------	---	---

概算払額	金	円
精算金額	金	円
差引残額	金	円
過給(不足)額	金	円

第11号様式

船橋市商店街消費活性化支援事業補助金交付決定取消通知書

号

年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けの船橋市商店街消費活性化支援事業補助金の交付決定については、下記理由により取り消しましたので、船橋市商店街消費活性化支援事業補助金交付要綱第18条の規定により通知します。

記

取り消しの理由

第12号様式

船橋市商店街消費活性化支援事業補助金返還命令書

年 月 日 号

様

船橋市長

船橋市商店街消費活性化支援事業補助金交付要綱第17条の規定により、次のとおり補助金の返還を命ずる。

記

返還すべき金額	円		
返還期限	年 月 日まで		
返還を命ずる理由			
返還方法			
交付決定年月日	年 月 日	文書番号	号
補助年度			
交付決定額	円		
既交付額	年 月 日 交付 _____ 円		
	計 _____ 円		
交付確定額	円		